五から第四十一条の十八まで、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項及び第五項から第九項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長		
	主査		
（略）			
第四十一条の二第八項	使用者委員及び労働者委員	（削除）	（削除）
	その区域に置かれる使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員	（削除）	（削除）
（略）			

で、第四十五条の二、第四十五条の三第一項及び第二項、第四十五条の八並びに第四十五条の九に定める手続によるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十五条第二項、第五項及び第六項、第四十一条の二第二項から第七項まで、第四十一条の三第二項、第四十一条の四第一項、第四十一条の五、第四十一条の七第七項、第四十一条の八、第四十一条の九、第四十一条の十五、第四十一条の十六第三項及び第五項、第四十五条の二第一項から第三項まで、第四十五条の三第二項、第四十五条の八、第四十五条の九	会長		
	主査		
（略）			
第四十一条の二第六項	使用者委員及び労働者委員	第四十一条の六第一項	申立てのあつた日
	その区域に置かれる使用者を代表する地方調整委員及び労働者を代表する地方調整委員	第四十一条の六第一項	第五十六条の三第四項の規定による報告のあつた日
（略）			

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和三年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則による改正後の労働委員会規則（以下「新規則」という。）第四十一条の二第二項から第四項までの規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた申立て（新規則第三十二条第一項に規定する申立てをいう。以下同じ。）に係る答弁書（新規則第四十一条の二第一項に規定する答弁書をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前になされた申立てに係る答弁書については、なお従前の例による。